

## 2. 基本方針の基本理念

### 基本理念

#### 「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」

本市では、田辺市民憲章の五本の柱の一つに

「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります」とうたい、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

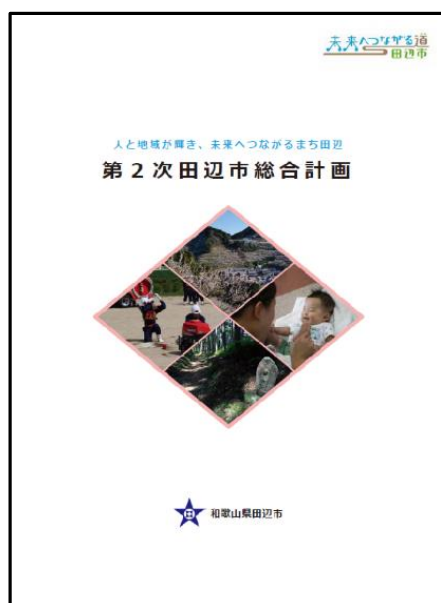
また、第2次田辺市総合計画では

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とし、人と人とのが、互いに尊重し、助け合う関係を大切にしながら、まちづくりを進めています。

「田辺市人権施策基本方針」では

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とし、一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めています。

この基本理念は、今後も継承することとします。



2017（平成29）年7月策定



2007（平成19）年3月策定

### 3. 人権施策の三つの側面と視点

---

人権施策の基本理念「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」に基づいて、次の三つの側面と視点を掲げます。

#### (1) 人権意識の向上を図る施策

- ・「法の下での平等」や「基本的人権の尊重」など、人権全般の普遍的な視点と、分野別の人権課題に即した視点の両方からの理解を深めること。
- ・日常生活のあらゆる場面に人権感覚があふれるような状態となるよう人権教育・啓発を推進すること。
- ・人権教育は、発達段階に応じた継続性のあるものにしていくこと。
- ・人権教育・啓発は、単に知識として理解するだけでなく、私たちの生活や社会通念、意識、慣行等の中に潜む人権問題に直観的に気づくような豊かな人権感覚を育むようにすること。
- ・人権問題は「ひとつごと」ではなく、私たち自らの問題であることに理解を得ること
- ・人権教育・啓発に取り組む人材の養成を図ること。

#### (2) 人権擁護を図る施策

すべての窓口は、市民にとって最も身近な人権相談窓口にもなるという認識を基に、事例を集積し、連携を図り、迅速かつ的確に対応できるように努めるとともに、業務が適切に行われているか、その把握に努めること。

また、窓口担当者は、常に相手の立場にたって、職務を<sup>すいこう</sup>遂行するとともに、人権意識の高揚に努めること。

#### (3) 市民が主役となる施策の推進

市民一人ひとりが、人権を身近に感じ「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に向け、自主的、主体的に「考え」「学び」「行動する」ことができるよう人権教育・啓発の推進を図ること。